

# 日本における口蹄疫問題の虚構—その1

野中公彦(みやざき・市民オンブズマン)

1 例目 2010年4月20日の口蹄疫の発生報告から10例目の4月28日に日本初の豚での感染事例となった宮崎県畜産試験場川南支場を中心に感染が伝播拡大していく。「口蹄疫ウイルスが豚に感染するときわめて大量のウイルスを排泄し、大規模な流行を招来する」これは、10年前に宮崎県で発生した口蹄疫について当時国の家畜衛生試験場口蹄疫対策本部（本部長は寺門家畜衛生試験場長）がまとめた報告書の記述である。氏は今回の発生に置いても農水省審議会委員として実質の指揮者と思われる。ところが4月28日の委員会審議の概要では「豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられる～」と全く逆の審議結果である。これはまさに大嘘であり、現実には疫学上の定説通りに感染拡大となった。これは農水省の職務義務である法令に基く防疫措置を放棄し、農水官僚らによる法令根拠皆無の「方針」を優先させる策略の一環となった。農水省の謀略は「報道機関」も一体となり推進され29万頭の動物が殺された。また埋立による地下水の汚染が報告されている。そこで口蹄疫問題とは何か考察した。

## 1. 清浄国とは何か「農家廃業が金メダル」の不可解

そもそも口蹄疫問題とは何か考察していくと、口蹄疫を撲滅する根拠に国際的な清浄国でなければならぬというものがある。

例えば独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所九州支所津田知幸臨床ウイルス研究室長（当事）による2000年の口蹄疫に関する文書には以下の記述がある。

「中略～口蹄疫清浄国は清浄国以外からの家畜および畜産物の輸入を制限できるため、わが国畜産業もまた口蹄疫清浄国として多くの利益を享受してきた。」

また、寺門誠致家畜衛生試験場長（当事）による「家畜防疫関係者の皆さまへ—再び口蹄疫清浄国に復帰して—」と題した文書中には次のような文章がある。

「さて、ここで皆さんにうれしいニュースをお知らせいたします。それは6月9日の北海道での終息宣言から3ヶ月が経過したわけですが、その間新たな発生がなく、また今回の発生時には蔓延防止のためのワクチンを使いませんでした。そこで、畜産局衛生課は国際獣疫事務局（OIE）に対して日本における口蹄疫清浄化復帰を宣言し、日本時間の昨年（9月26日）OIEの口蹄疫委員会からもその認定を勝ちとることができたとのことです。発生以来半年といった短期間で清浄化が達成できました。これは世界的にみても快挙であり、オリンピックならさしずめ金メダルといえるでしょう。わが家畜衛生関係者にとって誇るべき防疫活動の結果を皆さんに報告し、喜びを分かち合いたいと思います。」

家畜防疫関係者にとって清浄国認定は金科玉条となっているが、北海道の生産者のその後は2002/12/19【共同通信】の記事によると休業に追込まれている。また北海道庁に確認した現状として当該生産者は廃業し跡地は空地になっている。以下引用

「家畜伝染病の口蹄（こうてい）疫に感染した肉牛を牛舎近くに埋めて処分され、悪臭などで営業不能になったとして、北海道本別町の牧場経営会社「トップドリームファーム」と同社社長加藤正則さん（43）らが、国と北海道に総額約1億7500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が19日、札幌地裁で言い渡された。中西茂裁判長は「北海道が出した埋却処分の指示に、違法性は認められない」などとして、原告の請求を棄却した。訴えによると、北海道十勝家畜保健衛生所は2000年5月、宮崎県での口蹄疫発生を受けて同社の肉牛を検査。2頭からウイルス遺伝子の断片が検出されたため、牛舎から10メートルしか離れていない牧草地に深さ約4メートルの穴を掘り、棄殺した肉牛705頭を埋めた。その後、悪臭が出るなどして牧場は自主休業に追い込まれた。」

この件は、農水省で全く問題とされていないが、農水省審議会で触れられている。平成15年12月16日開催の「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会 第1回牛豚等疾病小委員会 議事要旨」から抜粋する。

○ 寺門誠致委員（(独)農業・生物系特定産業技術研究機構フェロー）：現実的には、前回の場合はいろいろあったが、やはり国主導でやって

いた。北海道では裁判になったが。

- 深澤委員(北海道酪農畜産課参事)：裁判では国は一切出ず、家畜防疫員一人のみに降りかかった。家伝法上は防疫員の責任になる。

## 2. 家畜伝染予防法の目的

そもそも、家畜伝染予防法の目的は何なのか、法律を見直してみると；

「第1条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。」

とされているが前述したように肝心の口蹄疫対策により廃業となった生産者の問題については裁判上になっているように蚊帳の外であるのだ。農水省にとって「畜産」の概念に生産者は入っていないのである。

北海道で殺された牛は、F1牛（ホルスタインと和牛の交雑種）で全く症状がなかったが、2000年に宮崎県で発生した農場との関連が疑われた農場を全国的に調査するなかで、採取された牛の血清から口蹄疫ウイルス遺伝子の断片が検出されたことが理由とされている。2000年の東アジアでの口蹄疫に関する OIE（国際獣疫事務局）緊急会議での結論として次のように指摘されている。

「東アジアに広まっている口蹄疫には、少なくとも2つの異なった O タイプのウイルス株があると見られる。そのひとつは、豚での疾病に限定されるものであり、中国、台湾、香港及びフィリピンに存在している。もう一つは、最近、中国、台湾、さらに日本、韓国、ロシア及びモンゴルで発生しているものに関係している。このウイルス株は特定の動物種に発生が限定されるものではなく、牛、羊、山羊及び豚から採取されている。この株での疾病は、台湾の黄牛及び日本の乳牛に臨床症状を出さないで感染するので、診断を難しくしている。」

臨床症状が無ければ、どのように診断するのか。日本はどのようなチェック体制になっているのか。北海道畜産振興課に話を聞くと、口蹄疫は典型的な症状が出るとの認識であるという。

農水省動物衛生課によると、口蹄疫の検査件数は年間でほとんど無く、また臨床症状を出さない動物種に対する監視制度も無いという。

筆者がこのような状況について村上洋介元農林水産省家畜衛生試験場ウイルス病研究部病原ウイルス研究室長に、日本は清浄国であると言えないのではないかと聞くと次のように語った。

「ということですね、2000年の口蹄疫は病気の広がりが見えない、症状が見えないから結局発生農場と関係先、半径数キロ、外国産飼料が疑われたので、使用されたところは日本中全部虱潰しに調べていったわけですが症状が見えないものだから血清検査でやらざるを得なく、膨大な量の検査を本当に短時間でやらなければいけなかった。そういう反省から定期的に調べた方がいいのではという話がないことはない」

農水省にとって口蹄疫清浄国認定が至上命題であり社会問題としての防疫と無関係となっている。

## 3. 国際獣疫事務局による国際基準とは

「OIE（国際獣疫事務局）は、1924年に28カ国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関で動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の作成等を行っている」

これは農水省の概要説明であるが、OIEの考え方について、筆者がわかり易かった資料として、平成17年内閣府食品安全委員会主催 ベルナル・ヴァラ国際獣疫事務局長の講演資料から抜粋する。

「世界の利益のためにも、基準があることによって、動物の病気、人間の病気が貿易品を通じて世の中に伝染することを防ぐことが大事なわけであります。国際貿易における安全性の向上が必要になるわけであります。と同時に、国が自分たちのマーケットを特別に保護するという目的のために、特別な衛生基準をつくらないように、そうしたものを防ぐということでの国際基準になるわけです。こうした基準が国際貿易に適用されることによりまして、世界中のこうした衛生状態に直接影響することになります。例えば病気がある国からは輸出ができないこととなります。衛生政策ということになりますと、世界における疾病の発生をなるべく少なくすることが、まずは目的になります。例えば途上国は、病気を少なくしようと思っても、なかなかそのためのお金がないということは申し上げました。それがほかの国に対しても脅威になります。と同時に、動物・畜産物を

輸出できないことになり、そうした国はますます貧困に陥ってしまう。だからこそ、こうした国が世界貿易にしっかり参画するためには、病気対策を講じなくてはならないわけです。」

OIEは、OIEのリスト疾病として加盟国に発生報告を義務付けている。OIEは清浄国の認定を行っているが、申請ベースである。加盟国から清浄国認定を得たいという申請があれば、OIEは科学的に評価し最終的に清浄国であるなどの判断をする。どちらかという貿易（トレード）上の透明性確保を目的としている。OIEコード（OIE加盟国が自国の措置を決定する際における参考文献）では、口蹄疫の予防を目的とするワクチン接種が実施されているワクチン接種清浄国がありワクチンを使用された家畜を殺処分する規定はない。また過去12ヶ月間ワクチンを使用していないワクチン非接種清浄国、またそれぞれ地域があり、日本は今回の発生前までワクチン不接種清浄国に認定されていた。

#### 4. ワクチン使用の前提と条件

日本には口蹄疫ワクチンが備蓄されている。この口蹄疫ワクチンが使用される場合は、家畜伝染病予防法に基づく口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき実施されることになる。同指針には、「万が一、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合には、ワクチンの使用を検討することとなるが、ワクチンの使用に当たっては、農林水産省と協議し、計画的な接種を行うことが必要である。」とある。

それでは、遅くともどの時点で使用されるべきかについては、以下の資料からも明白である。家畜衛生試験場口蹄疫対策本部（本部長は寺門誠致家畜衛生試験場長）がまとめた報告書「日本における92年ぶりの口蹄疫の発生と家畜衛生試験場の防疫対応」から以下を抜粋する。

「とくに豚への感染がみられなかったことは不幸中の幸いであった。豚の実験感染における臨床症状の成績が示すように、もし、感染が養豚場に拡大した場合は、まさに台湾や英国の口蹄疫発生例の二の舞を演ずることになり、わが国の畜産はきわめて厳しい状況になったと推測される。」

ところが、豚における発生一例目となる宮崎県畜産試験場川南支場（飼養数豚486頭）で感染が確認された4月28日同日開かれた「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第11回牛豚等疾病小委員会概要」には、今後の防疫対応について次のように述べている。

「豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられることから、当面は、疫学関連農場を監視下におくなど、必要な対策の強化を行いつつ、現行の防疫対策を継続するべきである。」

本年発生した口蹄疫は2000年と同様O型であり豚の口蹄疫様症状が公表されている。また牛豚等疾病小委員会の委員長代理は寺門誠致（のぶゆき）共立製薬先端技術開発センター長・元家畜衛生試験場口蹄疫対策本部長である。

日本初の豚での感染事例を出した宮崎県畜産試験場川南支場は、養豚場密集地の中心に位置する為に感染伝播が止まらなくなっていたが、5月6日の第12回牛豚等疾病小委員会概要では次のような認識が示されていた。

「感染確認後の迅速な殺処分等により、既に1例目から7例目、9例目から11例目、13例目、16例目及び22例目の農場まで防疫措置が終了しており、引き続き迅速かつ適切な防疫措置が必要である。」

また、平成22年5月17日の口蹄疫対策本部決定においても、

「口蹄疫のさらなる拡大を防止するため、移動制限や殺処分などの防疫措置について、徹底・充実させる。」

としている。5月初めに川南町役場では職員が憔悴しきっていた。「感染した豚を埋める場所もなく、移動制限で家畜を非難させることもできず伝染するのを待っている状態で一体どうするのか」と筆者らに語った。

第13回牛豚等疾病小委員会概要（5月18日）で初めてワクチンの記述がある。

「川南町を中心とした多発地帯については、現行の殺処分及び移動制限による方法のみではまん延防止が困難となっており、排出されるウイルス量を抑制するためのワクチンの使用については検討すべき時期にあると考えられる。ただし、現行のワクチンは発症を抑えるものの感染を完全に防ぐことが出来ないこと、感染抗体とワクチン抗体の識別が困難であ

ることなどにより防疫上の支障を来すおそれがあることから、その使用は慎重に検討されるべきである。なお、ワクチンを接種した家畜については、早急かつ計画的にとう汰するべきである。」

以下は産経新聞からの引用である。

「農林水産省は18日、東京・霞ヶ関で専門家が防疫対応をする「牛豚等疾病小委員会」を開催し、拡大防止のために口蹄疫の症状を抑えるワクチンの使用を検討すべきだとの結論をまとめた。宮崎県では同日、新たに15カ所で感染疑い例が判明し、殺処分対象は1市4町の計約11万4千頭に拡大。東国原英夫知事は感染拡大防止と早期撲滅のため非常事態宣言を発令した。委員会終了後、委員長代理の寺門誠致（のぶゆき）共立製薬先端技術開発センター長が会見し、対応策を明らかにした。家畜へのワクチン接種は口蹄疫の症状を緩和し、ほかの家畜に感染しにくくする効果がある。発症のペースを落とし、殺処分を計画的に行うことができるメリットもある。その一方で、感染の完全な予防はできず、症状がわかりにくくなるため、感染経路の特定は逆に困難になる可能性もある。寺門氏は「使用は慎重に検討されるべきだ。また、使用した家畜は処分しなければ、国際的に清浄国の認定は得られない」と述べた。ワクチンは現在約70万頭分の備蓄があり、接種地域や対象は今後、検討すべきだとした。委員会では、一定の地域を決め、感染の疑いがある家畜だけでなく、疑いのない家畜も含め予防的に「全頭処分すべきだ」との意見も出されたという。現行の家畜伝染病予防法では、口蹄疫の陽性反応が出た家畜と、同じ農場内の家畜が殺処分の対象となっており、予防的な殺処分には法改正や特別措置法の制定が必要となる。これについて、赤松広隆農林水産相は同日午前の閣議後会見で、「人の財産権を侵す話で、物理的にも無理がある」と否定的な見解を示していた。」

寺門委員長代理らの方針によれば、家畜伝染病予防法に基づき備蓄されているワクチンの使用は現行法下では不可能であることを意味している。しかも寺門氏自ら現行の指針作成の立場にあったのである。

家畜伝染病予防法に基づく措置として、ワクチン接種した動物に感染さえなければ殺処分しなければならないという規定はない。現実の防疫措置としてはどうなのか。農水省が金科玉条の如く持出す国際基準 OIE コード（OIE 加盟国が自国の措

置を決定する際における参考文献）を参考にしてみる。以下、OIEコード第8.5章 口蹄疫 第8.5.45条 より抜粋する。

発生に続く FMDV 感染を根絶するプログラムでは、次の4つの戦略が OIE によって認定される。

1. すべての臨床的に影響を受けた及び接触中の感受性動物のと殺
2. すべての臨床的に影響を受けた及び接触中の感受性動物のと殺並びにリスクを有する動物のワクチン接種とそれに続くワクチン接種動物のと殺
3. すべての臨床的に影響を受けた及び接触中の感受性動物のと殺並びにリスクを有する動物のワクチン接種。ただし、それに続くワクチン接種動物のと殺は伴わない。
4. 影響を受けた動物のと殺及びそれに続くワクチン接種動物のと殺のいずれも伴わずに使用されるワクチン接種

3.が日本の法令上における措置となる。また、清浄国復帰への待機措置というものがあり、ワクチン接種した動物に自然感染した抗体がなければ半年で清浄国に復帰できるとなっている。

この点について、東国原宮崎県知事が自身のブログで朝日新聞7月23記事 をとりあげ、次のように書いている。

「OIEの国際規約では「汚染国」と認定された国が発生の恐れがない「清浄国」に戻るには①殺処分だけの場合は感染例がなくなってから3ヶ月後、②殺処分に加え、ワクチン接種をした場合は接種された動物を殺処分してから3ヶ月後となっていた。だがOIEは02年の総会で、ワクチン接種した家畜に自然感染による抗体がないことを証明すれば6ヶ月後に清浄国に戻れる「第3の選択肢」を加えた。その場合、殺処分は接種した家畜全てではなく自然感染による抗体があるものだけでよいという。ワクチン接種実施（本県はマーカーワクチン採用）のとき、ワクチンを打ったらとにかく殺処分としていた国の主張・対応はどうなるのか？ならば、今回どうして殺処分ありきになってしまったか」（抜粋）

知事ブログは、待機措置のことであるが、左記口蹄疫ウイルス（FMDV）感染を根絶するプログラムには、感染した動物を全く殺さない戦略まであり、少なくとも感染拡大時にワクチン使用のデ

メリットをあげることは、防疫上荒唐無稽な主張であることが分かる。

知事ブログは、さらに続く。

「山田大臣が、今回何故か異常に拘った清浄国復帰の件・・・山田大臣は、例の民間種牛が殺処分された後、「これで胸を張って清浄国申請が出来る」と言っていた。(別に、あの6頭の抗体検査さえして頂いて、それで陰性と判明すれば清浄国復帰は出来たのだが・・・)

また同記事中には(今回の防疫対策を検討した農水省の牛豚等疾病小委員会の事務局である動物衛生課は「埋却地が間に合わない問題もあり、ワクチンで広がりを抑え、殺処分をする対応をとった。ワクチン接種をした家畜を残す議論はしていない」と話している)とある。このようにワクチン接種のあり方に法令根拠も科学的根拠も問答無用という同課は「私刑集団」であって、行政組織では無いと自ら主張しているに等しいのだ。

当然ながら農水省は、家畜伝染病予防法に基づく口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、職務に専念しなければならない。国家公務員法第101条(職務に専念する義務)。OIEの清浄国認定は農水省の貿易上の申請方針で法令とは無関係である。清浄国早期復帰に拘泥し、法令に基づく蔓延防止措置を放棄、あげく泥縄以下の特措法を持出し、特に児湯郡は家畜や偶蹄類の家庭動物までの皆殺しが強行された。

## 5. デマの流布

5月18日にワクチン使用について初めての記述がある第13回牛豚等疾病小委員会概要では今後の防疫対応について「今回の発生は10年前に確認された発生と比べ、臨床症状が強く出ること、伝播力が強いという特徴があると考えられる」とされている。さらに農水省動物衛生課は、この審議結果は公式な事実であると筆者に説明している。

しかし、これまで指摘したように豚での感染は口蹄疫の流行となることは疫学上の定説である。

また10年前当時の発生を受け行われた国の実験では、豚に2000年宮崎で発生した同じウイルスを接種すると典型的な口蹄疫の症状となり黒毛和牛は非典型的の症状である等、本年発生した事例と同様である。

家畜伝染病予防法上の届出は、本来一例目とな

る都農町の水牛農家(行政側が6例目として不正記録)では、42棟の水牛と共に2匹の豚が疑似患畜(口蹄疫に罹ったとみなされる家畜)として殺された。

しかし実際は感染しておらず殺された時点のPCR検査も陰性であったが、公表されていない。

水牛農家は、豚は水牛の畜舎と4m程度の隣合で飼育していたので今回の口蹄疫については空気感染等はありませんと語ったがこの事例は、前述の国の実験で、感染した和牛と豚を同居させても豚には感染しなかった結果と矛盾しない。

向本雅郁大阪府立大准教授(獣医学)は、防疫の失敗結果の感染拡大と、ウイルス自体の感染力は無関係で、10年前同様に実験しなければ比較できないと筆者に説明した。一方農水省動物衛生課の説明は、感染が拡大したから伝播力が強いという屁理屈のみであった。このように「伝播力が強いという不可抗力」を捏造し、農水省の感染拡大に至った「無策」とすり替える世論操作であったのである。このデマはくり返し「報道機関」により流布された。以下宮崎日日新聞の記事より抜粋

「感染力前回より強力 岐阜で専門家らシンポ2010年06月21日【岐阜市で本社口蹄疫取材班・野辺忠幸】口蹄疫を正しく理解し、対処法を学ぼうと、岐阜大学は20日、岐阜市内でシンポジウムを開いた。～中略～動物衛生研究所の前所長で帝京科学大生命環境学部の村上洋介教授は2000年に本県で口蹄疫が発生した際に同研究所で感染実験を行ったことを紹介。「感染させた肉用牛と同居させても、豚にはうつらなかった。(牛も豚も感染した)今回は感染する力が強い。発生するたびに、そして飼われる動物の種類でも、姿を変える病気」と対応の難しさを強調した。」

記事中の村上教授に、水牛から豚に感染していなかった事実をどう捉えているのか見解を聞いたところ、動物衛生研究所を退官した身で豚が感染していたかは情報がなため分らないと語った。感染力については感染の広がり方をみて、そうであろうという推測とのことであった。

## 6. 結論

政府は防疫上の法的根拠も科学的根拠もないまま農水官僚らに踊らされていた。考察を進めると筆者は農水官僚らの刑事責任は免れないと思うに至ったが、今後さらに検証を進めたい。

